

「特定操縦技能審査実施細則」及び「特定操縦技能審査口述ガイダンス」の一部改正  
に関する意見募集についての結果について

平成 29 年 10 月 6 日

＜問い合わせ先＞

航空局安全部

運航安全課

(内線 50136)

国土交通省は、平成 29 年 9 月 5 日から平成 29 年 10 月 4 日まで、「特定操縦技能審査実施細則」及び「特定操縦技能審査口述ガイダンス」の一部改正に関する意見募集を行いました。

その結果、本件に関して、3 件の御意見が寄せられました。

お寄せ頂いた御意見とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の概要	国土交通省の考え方
<b>全般</b>	
一つの航空機の種類について、審査を行えば十分ではないか。	航空機の種類によりその業務に必要な知識及び能力が異なるため、操縦士の資格についての技能証明にあつては、航空機の種類についての限定を行っているところ、技能証明で確認された操縦技能の維持を審査する特定操縦技能審査についても、航空機の種類毎に実施する必要があります。
改正案は合理的であり、賛成である。	ご意見ありがとうございます。
<b>飛行機の実技審査「重量・重心位置等」に係る改正について(同一者からの意見)</b>	
特定操縦技能審査は、技能証明の実地試験のうち、必要な項目に絞って確認するべきと考えており、同様の考え方で、特定技能審査に追加する場合には、実地試験にも、同様の項目を追加するべきではないか。	ご指摘のとおり、特定操縦技能審査は、技能証明の試験から必要な項目を確認するものであり、今般の改正についても、確認すべき知識及び能力の明確化を図ったものです。なお、今般の改正を踏まえた実地試験項目の明確化については、ご意見を参考に今後検討させていただきたいと思っております。
注意書きの書きぶりについては、不明確な部分があるのではないか。	注意書きに記載の事項については、性能上の重量制限を確認する上で必要な事項であり、ご指摘を踏まえ、表現を明確化する修正をさせていただきました。
性能上の重量制限が重要であるが、理解が浅いように感じるため、実技審査だけでなく口述審査においても、例えば普段使用している航空機の性能上の重量制限を確認するようにした方が良いのではないか。	ご指摘のとおり、最大重量の確認にあつては、性能上の重量制限が重要であるため、実技審査において性能上の重量制限についても実際に計算し、確認することを明確化いたしました。また、当該内容に関するリーフレットを作成・配布し、操縦技能審査員に当該内容を重点的に審査し、審査後のブリーフィングの機会においても十分な内容の理解を確認するよう通知することとしています。さらには、安全講習会でのリーフレットの活用などを通じ、特定操縦技能審査以外の機会においても、各操縦士の理解促進を図って参ります。

<p>今後とも事故や運輸安全委員会の勧告等を踏まえ、特定操縦技能審査において重点的に確認していくべきではないか。それに当たっては、より迅速に実施されるよう措置すべきではないか。</p>	<p>特にレビューが必要な項目については、ご指摘のとおり、今後とも事故等を踏まえ、特定操縦技能審査の内容を見直すこととしており、その重要性等に応じ早急に対応できるよう努めて参ります。</p>
--	---